

「法」は絶対ならず

—幼保一元化をめぐつて—

ひなごたろう
日名子太郎



昭和五十年以降におけるわが国の出生数は、毎年六乃至七万人ずつ減り続けており、今後少なくとも昭和六十年頃までは全く回復の兆の見えないことを人口動態統計、推計は示している。これに伴つて、当然のことながら、幼稚園・保育所などへの入園児数は年々少くなり、地域により多少の差はあっても、全体として、園児数が減つたことは否定できない。その為もあって、幼稚園・保育所とともに夫々の立場において園児確保に鋭意努力していることはいうまでもない。しかし、これは幼保何れの場合においても、私立の園のみでの現象であつて公立園では、未だそれ程問題ではなく、一部に園の合併といったことの必要が論じられている程度である。このような幼保夫々の立場からの

園児確保乃至獲得対策は、その結果として、実にさまざまな形態的変化を幼稚園・保育所に与えつつあることは論をまたない。巷には、幼稚園經營対策のいわゆる三種の神器として、長時間保育、給食、スクールバスという三つの手段があるなどとも伝えられている。私立幼稚園は、民間保育所と比較した場合、全体として国家、市町村団体などからの助成は少ないが、その反面、經營における自由度は、保育所よりずっと大きいから、ある程度までは、園児獲得の対策において経営者自身の裁量によることが可能である。したがつて、前述のような三種の神器的処置が仮りにとられたとしても、それは、決して不自然ではない。これに比して、保育所は、その設立主体が民間であったとして

も、経営的に見れば、いわば半官半民のようなもので、幼稚園に比して自由度はるかに低く、相當なところまで行政の介入を容認せざるを得ない経営体である。その中心を為すものが、いわゆる「措置制度」である。戦後、児童福祉法の公布、実施に伴つて、措置制と階層制は、一時的に

は保育制度の育成に実に大きな成果をあげ得たことは否定できない。しかし、反面措置制によつて保育所が、その自由を奪われ、完全に行政当局の管轄下にあり、民間立といつても、まるで公立のような経営のあり方をせざるを得ないことが自体が、今は、社会の要求の多様化に伴なう保育所の変革を妨げている点を無視してはならないであろう。

長時間的保育、0歳児保育、統合保育など、近年、保育所に対するいろいろな要求は、婦人労働者数の増加、婦人の社会的意識の向上と経済不況の強まるに連れて益々激しくなりつつあるが、その何れの問題をとりあげても、保育所側に対処する意志はあっても、兎角、行政当局の画一的、硬直的姿勢が原因して、少しも問題の解決に進展が見られない上、中央官庁と地方行政当局との見解の不統一などが多く見られ、保育所自体は、そのしめつけに四苦八苦

しているのが今日の実情である。

さて、このような背景の下に、幼保の一元化論争が盛んであるが、どの論議も、その殆んどが、何れも学校教育法による幼稚園の教育性と、児童福祉法による保育所の福祉性ばかりを真正面に押し出しての論争である為、はじめから平行線を辿つて立っている。この二法は、何れも戦後のあの混乱の時代に生れた法律であり、それから三十有余年の歳月——しかも激動の期間——を経ており、今日の実情に適さない面が生じたとしてもあながち不思議ではない。「法」といつても、それは所詮、人が考え、作り出したものにすぎないのであって、それを金科玉条不变のものとせず移り變りいく社会の変動に対処しようとすること自体が問題である。すべての「法」の源となつてゐる日本国憲法でさえ、その変革が云々される時代の動きを勘案した時、幼保一元化論争は、もとと子どもを中心にして「法」を抜きにして論議は出発すべきである。「法」は、絶対のものではないことを、行政当局は勿論、幼保の当事者も深く認識すべきである。